

議案第75号

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年11月26日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、当該改正箇所の条項を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第57号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第11条（略） （虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第12条の2（以下略）	第1条—第11条（略） （虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u> <u> </u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第12条の2（以下略）

議案第 75 号

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市こども部こども育成課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法の改正に伴い、当該改正箇所の条項を引用している条文があるため、改正を行うもの

○ 他自治体の状況等

各自治体において条例改正など所要の措置を講ずる予定である。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）第 1 条（令和 7 年 4 月 25 日公布・令和 7 年 10 月 1 日施行）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

法改正の内容に沿った条例改正を行うことで、適切な事務執行に資する。